

議案第3号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成21年2月10日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

別紙

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例に対する意見

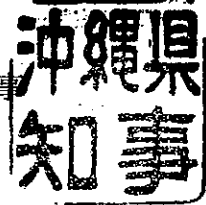
沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例に対する意見については、異議ありません。

教県第21096号

平成21年2月2日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖 縄 県 知 事



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」について、貴委員会の意見を求めます。

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の
一部を改正する条例（案）

平成21年2月議会（定例会）

教育庁県立学校教育課

条例案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 平成19年4月の学校教育法の一部改正により、障害の種類と程度に応じた特殊教育を行う盲学校、ろう学校及び養護学校は、一人一人の教育的ニーズに応じて特別支援教育を行う「特別支援学校」として法律上の位置付けが変更された。
- (2) 法改正を受け、県は、特別支援学校に付した固有の名称の変更時期について、学校が設置された地域の実情に応じ、学校施設の整備、特別支援学校編成整備計画等を踏まえ判断することとした。
- (3) 今般、県が設置する特別支援学校のうち、複数の障害種に対応した特別支援学校としての施設面の整備、特別支援学校編成整備計画の実施ができる学校の名称について、「特別支援学校」を付した名称に改めることとした。
- (4) また、高等学校等の位置の表記について、住居表示に関する法律第3条第2項の規定により市町村が定めた住居表示の方法とするための整理を行う必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 養護学校の名称を特別支援学校を付した名称に改める。（別表第2関係）
- (2) 高等学校等の位置の表記について、市町村が定めた住居表示の方法とするための整理を行う。（別表第1及び別表第2関係）
- (3) この条例は、平成21年4月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第80条
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済

6 添付資料

(1) 新旧対照表

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「沖縄市照屋5丁目5番1号」を「沖縄市照屋五丁目5番1号」に、「沖縄市南桃原1丁目10番1号」を「沖縄市南桃原一丁目10番1号」に、「沖縄市泡瀬5丁目42番2号」を「沖縄市泡瀬五丁目42番2号」に、「沖縄市越来3丁目17番1号」を「沖縄市越来三丁目17番1号」に、「宜野湾市普天間1丁目24番1号」を「宜野湾市普天間一丁目24番1号」に、「浦添市伊祖3丁目11番1号」を「浦添市伊祖三丁目11番1号」に改める。

別表第2中「沖縄県立桜野養護学校」を「沖縄県立桜野特別支援学校」に、「沖縄県立名護養護学校」を「沖縄県立名護特別支援学校」に、「沖縄県立美咲養護学校」を「沖縄県立美咲特別支援学校」に、「沖縄県立泡瀬養護学校」を「沖縄県立泡瀬特別支援学校」に、「沖縄県立森川養護学校」を「沖縄県立森川特別支援学校」に、「沖縄県立大平養護学校」を「沖縄県立大平特別支援学校」に、「浦添市大平1丁目27番1号」を「浦添市大平一丁目27番1号」に、「沖縄県立鏡が丘養護学校」を「沖縄県立鏡が丘特別支援学校」に、「沖縄県立那覇養護学校」を「沖縄県立那覇特別支援学校」に、「沖縄県立島尻養護学校」を「沖縄県立島尻特別支援学校」に、「沖縄県立西崎養護学校」を「沖縄県立西崎特別支援学校」に、「沖縄県立宮古養護学校」を「沖縄県立宮古特別支援学校」に、「沖縄県立八重山養護学校」を「沖縄県立八重山特別支援学校」に、「沖縄県立沖縄高等養護学校」を「沖縄県立沖縄高等特別支援学校」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

平成21年2月 日提出

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

理 由

県が設置する特別支援学校のうち複数の障害種に対応した特別支援教育を行う学校の名称について特別支援学校を付した名称に改めるほか、高等学校等の位置の表記を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

新旧対照表

沖繩県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖繩県条例第22号）新旧対照表

改正案

現行

別表第1（高等学校）（第2条関係）

名称	位置
沖繩県立コザ高等学校	沖繩市照屋五丁目5番1号
沖繩県立球陽高等学校	沖繩市南桃源一丁目10番1号
沖繩県立美里工業高等学校	沖繩市泡瀬五丁目42番2号
沖繩県立美来工科高等学校	沖繩市越來三丁目17番1号
沖繩県立北中城高等学校	北中城村字渡口1997番地の13
沖繩県立北谷高等学校	北谷町字桑江414番地
沖繩県立普天間高等学校	宜野湾市普天間一丁目24番1号
沖繩県立宜野湾高等学校	宜野湾市真志喜二丁目25番1号
沖繩県立中部商業高等学校	宜野湾市我如古二丁目2番1号
沖繩県立西原高等学校	西原町字翁長610番地
沖繩県立浦添商業高等学校	浦添市伊祖三丁目11番1号

別表第2（特別支援学校）（第2条関係）

名称	位置
沖繩県立沖繩盲学校	南風原町字兼城473番地
沖繩県立沖繩ろう学校	北中城村字屋宜原415番地

別表第1（高等学校）（第2条関係）

名称	位置
沖繩県立コザ高等学校	沖繩市照屋5丁目5番1号
沖繩県立球陽高等学校	沖繩市南桃源1丁目10番1号
沖繩県立美里工業高等学校	沖繩市泡瀬5丁目42番2号
沖繩県立美来工科高等学校	沖繩市越來3丁目17番1号
沖繩県立北中城高等学校	北中城村字渡口1997番地の13
沖繩県立北谷高等学校	北谷町字桑江414番地
沖繩県立普天間高等学校	宜野湾市普天間1丁目24番1号
沖繩県立宜野湾高等学校	宜野湾市真志喜二丁目25番1号
沖繩県立中部商業高等学校	宜野湾市我如古二丁目2番1号
沖繩県立西原高等学校	西原町字翁長610番地
沖繩県立浦添商業高等学校	浦添市伊祖3丁目11番1号

別表第2（特別支援学校）（第2条関係）

名称	位置
沖繩県立沖繩盲学校	南風原町字兼城473番地
沖繩県立沖繩ろう学校	北中城村字屋宜原415番地

<u>沖縄県立桜野特別支援学校</u>	名護市字茂佐1787番地の1
<u>沖縄県立名護特別支援学校</u>	名護市字茂佐760番地
<u>沖縄県立美咲特別支援学校</u>	沖縄市美里四丁目18番1号
<u>沖縄県立泡瀬特別支援学校</u>	沖縄市字比屋根654番地の2
<u>沖縄県立森川特別支援学校</u>	西原町字森川151番地
<u>沖縄県立大平特別支援学校</u>	浦添市大平一丁目27番1号
<u>沖縄県立鏡が丘特別支援学校</u>	浦添市当山三丁目2番7号
<u>沖縄県立那覇特別支援学校</u>	那覇市寄宮2丁目3番30号
<u>沖縄県立島尻特別支援学校</u>	八重瀬町字友寄160番地
<u>沖縄県立西崎特別支援学校</u>	糸満市西崎一丁目1番2号
<u>沖縄県立宮古特別支援学校</u>	宮古島市平良字狩俣4005番地の1
<u>沖縄県立八重山特別支援学校</u>	石垣市字宮良77番地
<u>沖縄県立沖縄高等特別支援学校</u>	うるま市字田場1243番地

<u>沖縄県立桜野養護学校</u>	名護市字茂佐1787番地の1
<u>沖縄県立名護養護学校</u>	名護市字茂佐760番地
<u>沖縄県立美咲養護学校</u>	沖縄市美里四丁目18番1号
<u>沖縄県立泡瀬養護学校</u>	沖縄市字比屋根654番地の2
<u>沖縄県立森川養護学校</u>	西原町字森川151番地
<u>沖縄県立大平養護学校</u>	浦添市大平1丁目27番1号
<u>沖縄県立鏡が丘養護学校</u>	浦添市当山三丁目2番7号
<u>沖縄県立那覇養護学校</u>	那覇市寄宮2丁目3番30号
<u>沖縄県立島尻養護学校</u>	八重瀬町字友寄160番地
<u>沖縄県立西崎養護学校</u>	糸満市西崎一丁目1番2号
<u>沖縄県立宮古養護学校</u>	宮古島市平良字狩俣4005番地の1
<u>沖縄県立八重山養護学校</u>	石垣市字宮良77番地
<u>沖縄県立沖縄高等養護学校</u>	うるま市字田場1243番地

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。